

件名:新型コロナウイルス感染症(ベネズエラ入国時の PCR 検査の陰性証明書について)

(ポイント)

- ベネズエラ入国時に提示が求められる PCR 検査の陰性証明書に、確認用の QR コードかリンク先の記載が必要になったと、コパ航空が公表しました。
- ベネズエラ政府からの発表は確認できませんが、搭乗が認められない場合もあるため、ベネズエラへの入国を検討されている方は、搭乗予定の航空会社にお問い合わせするなどして、ご自身でも確認してください。

(本文)

1. 14 日、コパ航空会社は、ベネズエラ入国時に提示が求められる新型コロナウイルスの PCR 検査の陰性証明書について、検査内容を確認できる QR コードかリンク先が記載されていないと、搭乗を認めない旨ツイッターで公表しました。

2. ベネズエラ政府からの発表は確認できていませんが、他の航空会社でも同様の案内を行なっているところがあります。ベネズエラへの入国を検討されている方は、搭乗予定の航空会社にお問い合わせするなどして、ご自身でも確認してください。

3. 現在、本邦への入国に際しては、10 日間の待機、公共交通機関の不利用等をはじめ、以下のような水際対策が求められていますので、本邦一時帰国をご検討の際には、水際対策の内容を十分ご確認ください。また、滞在した国によっては、検疫所指定の施設に 3～10 日間隔離される場合もありますので、ご注意ください。

(1)PCR 検査陰性証明書の提示

(2)誓約書の提出

(3)スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

(4)質問票の提出

詳細は、厚生労働省の以下のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

4. (1)本邦一時帰国時に、各経由地に入国する場合、各国で検査証明の義務等の検疫が課せられている場合がありますので、各国の入国条件、検疫方法、検査証明取得可能機関等については、あらかじめ搭乗する航空会社に十分確

認するとともに、必要に応じて、経由地の各国政府もしくは管轄の日本大使館・総領事館にご確認ください。

(2) ベネズエラへの再入国時においては、ベネズエラ入国前 72 時間以内に取得した PCR 検査の陰性証明書の取得、到着時の PCR 検査(自己負担 60 米ドル)及び所定の様式への搭乗者情報の事前登録が求められていますので、再入国の際の準備も忘れずにご確認ください。

<https://pasedesalud.casalab.com.ve/>

5. (1) ベネズエラ政府の発表によれば、16 日の新規感染者数は 1,049 人、死亡者数は 2 人、累計感染者数は 48 万人以上、累計死亡者数は 5,380 人と、感染が再拡大しています。

(2) 感染しないことがまず重要です。以下のような予防に努めてください。

- ・手洗いの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(3) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

6. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考: 日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考: ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト <http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考: 厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届及び旅レジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館 電話: (+58)-212-262-3435 FAX: (+58)-212-262-3484 ホームページ: <http://www.ve.emb-japan.go.jp>